

千葉県弁護士会シンポジウム

もう原発は要らない ～被害者の声を聞いて～

2016年

11月12日  13:30-16:30

千葉県弁護士会館【3階講堂】 千葉市中央区中央4丁目13番9号

講演

「原発のない社会の実現のために」

講師：広田次男弁護士(福島県弁護士会)

報告

「原発被害者集団訴訟の現状」

原発被害救済千葉県弁護団
上記訴訟原告の皆さま

報告

「放射性物質汚染廃棄物の処分問題 —現地からの報告—」

千葉県各地の住民の皆さま

主催：千葉県弁護士会

TEL 043-227-8431

協力団体：原発被害救済千葉県弁護団

千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会

開催趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の炉心溶融・水素爆発事故から5年が過ぎました。この未曾有の福島原発事故でまき散らされた放射性物質による健康被害等の危険と恐怖は止むことはありません。いまだに10万人近くにもものぼる人々が放射性物質汚染地からの避難を余儀なくされています。汚染地域の復興は遅々として進まず、被害者・避難者への賠償も未だ十分ではありません。福島原発事故により「ふるさと」を喪失された被害は回復が極めて困難です。そのため、全国各地で1万人を超える被害者・避難者が適正な賠償を国と東電に求めて提訴しています。この一連の訴訟の全国初となる可能性がある判決が千葉地裁で出されようとしています。また、千葉県内には放射性物質汚染廃棄物が大量に存在しており、汚染濃度の違いにより、その一部は通常の廃棄物と同様に埋立処分され、その一部（指定廃棄物）は仮置きされたまま最終処分のめどが立っていません。現に汚染廃棄物が埋立処分されている地域の住民からも、指定廃棄物最終処分場候補地とされた千葉市の住民からも強い反対運動が起きています。こうした実態の報告を受けて、原子力発電を撤廃する必要性を考えます。

会場へのアクセス

電車でお越しの場合

JR千葉駅より徒歩約15分

京成千葉中央駅より徒歩約7分

千葉都市モノレール県庁前駅より350m徒歩約3分

バスでお越しの場合

中央三丁目バス停から徒歩4分(JR千葉駅東口バス停⑦番又は①番より)

中央四丁目バス停から徒歩3分(JR千葉駅東口バス停②番、③番、④番、⑤番より)

入場料無料・予約不要です

